

井上智勝著

## 『吉田神道の四百年——神と葵の近世史——』

松本久史

神社ブームに沸く昨今ではあるが、翻って近世（江戸時代）の神道と比べて一般的に想起されるものがいかに貧弱であることを痛感する。

近世初頭、秀吉や家康が神に祀られ、伊勢ではおかげ参りが流行し、江戸をはじめとした都市では、京の祇園に倣った華やかな祭礼が繰り広げられる。一方では、山崎闇斎を代表する儒家神道が勃興し、宣長を代表する国学者が神道の復古を唱え、明治維新の精神的な基盤を形成する。このような断片化されたエピソードの羅列では、纏まった近世神道に関する知識が獲得されていないのは当然のことであろう。

私は近世国学史を中心的テーマとして研究しているが、それと不可分である近世神道の分野にも関心を向け、その中で思想面と制度・社会实践との架橋を心掛けてきた。国

学の思想がいかに現実の神社や神職にコミットしたのか、常に問題意識を持っている。そこで克服しなければならなかったことは、著名な思想家が表明した論のみで近世神道の全体を理解しようとした状況であり、それを打破することに努めてきたつもりではある。中世以来の仏家神道や応仁の乱以降台頭した吉田神道、これらを旧体制と見なして、近世前期において儒家神道が興起し、中期以降の復古神道が台頭して、儒家神道の限界を乗り越えて排仏論を形成し、神道の復古が図られた。その状況下で維新时期を迎え、近代のいわゆる「国家神道」が形成される、という近世神道をめぐるイメージは、それ自体は大筋においては誤りではない。しかし、近年の新書版などの形で上梓される神道の概論書においても、古代・中世までは濃密な記述が、近世になるとたんに紋切型になる感がある。

一方、神社や神職については、神仏習合状態が中世以来何の変化もなく続き、あたかも、社僧・別当が「全て」の神社を支配しており、それが明治の「神仏判然令」により突然神社と寺院に強制的に分離された、というような認識も一般的であり、一向に改まる気配が見えない。

これらの認識は、神道における近世期の特殊性と通時性の把握の欠如に起因しているといわざるを得ない。近世社会の実態に即した神道理解がどれほどの広がりを見せてい

るのだろうか。

専門的な近世史研究において、幕藩体制の中で神社をどう位置づけるのかについては、高埜利彦氏の研究が新たな方向性をつけたと考えられる（『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会 平成元年）。昭和六十年代から盛んに論じられるようになってきた近世の天皇権威についての研究と密接に関係して、神社・神職の支配は幕府のみでは貫徹されないという事実に対し、神社奉幣、神階の授与、神職位階が朝廷の権限によって行われ、神社祭祀に注目して、天皇を中心点とする同心円的な構造があり、最も外周としての地域の神社が存在し、それらが吉田家を媒介して朝廷と結びついたことを把握していった。また、近代排仏運動の前史として認識されていた、徳川光圀や保科正之、池田光政が行った「排仏」を、幕府や、地域有力社を含んだ寛文期（一六六〇年代）の『ブレ神仏分離』として、広くとらえ直していることにも注目される。

一方で、これも近世史研究の分野で提起された身分制周縁論のなかで神職を捉えていくという傾向もみられるようになった。例えば、『身分的周縁と近世社会』全九巻、『シリーズ 近世の身分的周縁』全五六巻（ともに吉川弘文館）などの論集が刊行され、その成果をすることができると。その文脈の中で、いわゆる「土農工商」に当てはまらない神職

をどう位置付けていくのか、という問題への取り組みがなされ、近世社会編成からみた身分制に伴う役理解、本所論が注目されるようになる。周縁的な「神道者」への注目や、地域神職の身分向上運動などの論考があり、ここでも、身分集団の根柢を保証する天皇の役割がクローズアップされてくるようになった。身分編成された社会集団を成立せしめる、権威としての朝廷の役割、これは「征夷大將軍」を筆頭に、武家集団が朝廷からの官位・官職授与によって秩序付けられていることをはじめとして、すべての集団に貫徹している。神職も例外ではなく、そこで「本所」として機能したのが「神祇管領長上」の吉田家であり、近世中期以降遅れて参入し、吉田家と激しく争ったのが「神祇伯」白川家である。「本所」は近世の社会編成の論理が継続する限り、必要性が失われることはない。いかに思想家たちが論理的・史料的に吉田神道の作為性を暴露しても、吉田家の神職支配に殆ど影響がなかったことがそれを如実に示している。

前置きが長くなってしまったが、これらの研究の進展によって、吉田家の活動に注目して近世の神道を捉える、という視座が獲得されてきつつある。言説分析を中心とする神道史で、近世中期以降に吉田神道はその作為性が暴露さ

れて力を失い、国学者たちによる「復古神道」が主流になっていく、という通説的理解からは百八十度の転回であるといえよう。

近世吉田神道研究の主要な研究者の一人である井上智勝氏は、吉田家の活動を基軸とした近世宗教史・神道史である『近世の神社と朝廷権威』（吉川弘文館 平成十九年）を上梓している。しかし、同書は学術書であり、読解には専門的な知識が必要とされる。このたび、より広い読者を対象として『吉田神道の四百年 神と葵の近世史』が刊行された。井上氏は本書で、「神使い」としての吉田家、という概念を駆使して、中世末から近世にかけての四百年間の吉田神道とは何であったかを叙述している。

### 「宗源宣言」・「神道裁許状」・「鎮札」の社会的機能

吉田神道は、(1) 神道説の形成、とくに秘伝の伝授(2) その神道霊場である齋場所大元宮の創設、(3) 神道界の棟梁（神祇管領、神道長上）として全国の神職を統括する立場の三点が基礎となり（岡田莊司編『日本神道史』吉川弘文館 平成二十二年 一八二頁）展開していくが、とくに全国の神職を統括する際に有効な手段が「宗源宣言」と「神道裁許状」の発給であった。本書第一部「神使い」、第二部「零落と再興」では、吉田兼俱から近世前期（十七世

紀）までにおける吉田神道の浮沈が概観されつつ、「宗源宣言」と「神道裁許状」の果たした役割につき、実例を交えながら紹介されている。

吉田家の発給する「宗源宣言」と「神道裁許状」が神社・神職を朝廷に結びつけることは、同時にその神社の鎮座する地域社会を朝廷と結びつけることにもなる。物心両面からの地域社会の支持なくして、神職が単独でそれらを得ることはほぼ不可能であるからである。中央集権的な神祇制度の存在しない近世においてその意義は大きいであろうし、明治国家の「神社は国家の宗祀」という神社規定の実態を担保する前提ともなりえたと考えてよい。

「宗源宣言」は神社の御祭神に「正一位」の極官を授与し、「神道裁許状」は神職に狩衣・烏帽子着用を許可するのが主たる目的であるが、井上氏はさらに文言の内容に踏み込んで、「宗源宣言」のなかに「御嫌物」解除、「神道裁許状」の中にも神職の齋戒緩和条項等が盛り込まれ、ほかにも神の怒りを宥めるための「鎮札」も発給されていることにも言及しており、近世の社会変動に伴う、神職をはじめとした地域社会の要請に吉田家が応えうる「神使い」としての機能を指摘している。これは、朝廷・神社・地域が吉田家を媒介して結ばれる具体性を示している。例えば、正徳三年（一七三三）に、荏胡麻・麻・黍の作物を植えたり、

葦毛の馬を飼うことが禁忌、つまり神様の「御嫌物」とする下野国のある氏神に対し「宗源宣旨」が吉田家から発給され「正一位」が授けられると同時に、「御嫌物」が解除されている（本書六一頁）。これは非常に興味深い事例であり、当時において不条理と感じられる神の意志を吉田家の権威によって変更することが可能であったことを示しているのである。吉田家が「正一位」を授けた、という上位概念による、「御嫌物」という地域個別概念の超克ともいえるであろうし、社会の世俗化を保証したものであるともいえ、近世の人々の神観念が変貌していく過程でもある。しかし、世俗的欲求に基づくものとはいえ、対処方法は世俗的とはいえない。「御嫌物」は近現代の民俗学者が収集した事例にも、氏神にかかわる禁忌としてみることができのだが、近代になると社会の世俗化の進行とともに急速に姿を消している。対処方法として吉田家の力が必要であった近世と、「迷信」として合理主義的に否定する近代との違いにも思いを致したい。

吉田家の神符集（「神祇道靈符印」『神道大系 論説編 卜部神道（下）』神道大系編纂会 平成三年所収）などを見ると、人々の多様な希求に答えるものが準備されている。共同体にかかわる祈雨・止雨、風除、虫除、はもちろんのこと、家庭や個人にかかわる厄除け・安産等にまで及ぶ。

これらの神符は「唯一神道」を標榜するにもかわららず、教説同様に習合的であり、道教的な意匠に満ちたものである。また、それらの祭祀に用いられる祭祀儀礼も整備されている。疫病除けのために吉田神社自体を勧請する事例などみられる。いわゆる民俗信仰の範疇で議論されている領域に関しても、思いのほか吉田家の影響が浸透しているとみることもできるであろう。民俗神道、神社神道といった現代の認識区分をいったんリセットして近世の神道に向き合わなければならぬことも十分認識されるであろう。

しかし、「宗源宣旨」は発給が公的に否定される時期がやってくる。本書第三部「鍍金と正金」ではその過程が述べられている。本来的には「正一位」授与は朝廷の専権事項であり、一吉田家のみではなしうることはできないのである。寛保三年（一七四三）に神位授与には天皇の裁可が必要になる。まさに伊勢の度会延佳・延経父子、尾張の吉見幸和らによって、吉田の神道説の作為性が暴露され、正当性の根拠が失われていく過程の中での出来事であった。

井上氏は、吉田家の「御嫌物」解除は朝廷と地域を結びつける一定の機能を果たしたと評価しつつ、その効果は一回性の限定的なものであったとし、「宗源宣旨」発給も挫折していき、吉田家に対抗して宝暦元年（二七五二）に「八神殿」を邸内に勧請した白川家が台頭したことが述べられ

ている。確かに「宗源宣旨」に代わり、稲荷の小祠に「正一位稲荷大明神」の神霊を勧請する「稲荷安鎮」が、一八世紀中期以降盛んになり、伏見の稲荷社祠官とその「本所」たる白川家とその発給主体になった（榎本直樹『正一位稲荷大明神』岩田書院 平成九年参照）。このように、十八世紀半ばに至り、吉田家の権威は失墜したかにも思えるが、実際にはそうなっていない。本書では明示されないが（近世の神社と朝廷権威）二五三～二五四頁に言及、天明二年（一七八二）に「諸社祢宜神主法度」が全国に再触され、吉田神道のいわばテコ入れが図られている。ここでも、「葵」の御威光を背景として、権威を維持していったことが理解できる。なお、公的に吉田家の授与が禁止された後も、何故か「宗源宣旨」は発給され続けているようであり、幕末期にいたるまで「宗源宣旨」の例が散見される。「神使い」としての吉田家への需要は減退することなく継続していったのだと考えられるが、近世後期・幕末期の展開については、さらに検討を要するであろう。

### 近世国家と「神道」の関係

井上氏は近世における神道を国際的な視野から考察を広げることも試みている。本書の第二部の「グローバルな正当性」や、結論部である「結 神と葵」において示されて

いる視点として、十七世紀後半の明清交代期における東アジアの国際状況を見渡して同時代の神道を論じている。従来から当該期は「日本型華夷秩序」の形成として近代日本ナシヨナリズムの起点として論じられていたのであるが、こと神道に目を向ければ、思想史という儒家神道による神儒一致などに見る儒教の影響を国際比較から論じてみようとする井上氏の意図を感じ取ることができる。東アジアのグローバルスタンダードたる儒教を標榜しつつ、自国のアイデンティティを確保するために神道を用いるという意図（いわゆる「グローカル」な）が幕府の為政者たちにあったとする見解であり、井上氏は幕府と吉田家を周旋した吉川惟足、そして彼に「神道伝授」をうけた保科正之の活躍をクローズアップしている。「神道方」・「天文方」・「歌学方」といった、従来、朝廷が専権的な権限を持っていた文化的職能についての幕府部局の設置にみるように、保科正之の意向を継いだ徳川綱吉には、神道や神社祭祀を幕府が直接に掌握しようという意図があったのではと井上氏は推定している（本書二三頁）。明清交代の影響としては、山鹿素行のような儒家の日本的中華思想との関連が注目されていたが、具体的な神社制度への影響にまでは考察は及んでいない。朝廷に代わって神道を完全に掌握したいという欲求が正之や綱吉にあったかについては判断を留保したいが、

幕府当局者による国際認識が、寛文年間の「諸社称宜神主法度」や、いわゆる神宮や出雲大社などにおける「ブレ神仏分離」運動、正之や徳川光圀・池田光政など藩内神祇政策の背景にどこまで関係しているかは今後検討に値するテーマであろう。

ただし、この点については吉田家の影響力は如何であったろうか。本書は一方で吉田神道の限界にも触れられている。「徳川政権は天皇・朝廷の存在によって神道と神国思想（エスノセントリズム）を調達しなければ、政権としての正当性を確保できなかったのだ」（二二四頁）と本書の最終ページで井上氏が述べているように、結果的には幕府は神道を完全に取り込むことができなかった。しかし、吉田家自身が、天児屋命嫡流の神道を伝授されているところ、吉田神道を抱え込みながらも、天皇に直結する国家的な祭祀や神社を掌握することはできず、吉田神道自体も、天皇にかかわる中核的な祭祀の掌握は果たせなかったのである。近世初期に天海の構想した「山王一実神道」も、ついに国家的な「神道」の地位を得ることができなかったことと同様、吉田神道も近世「神道」全体の中での一部分であったといえるであろう。近世神道の全体性についての検討は十

分に展開されているわけではないが、本書のテーマを超えるものであり、井上氏の今後の論考に期待したい。

井上氏は「神使い」という言葉を用い、吉田家の果たした歴史的役割を叙述しているが、それには若干の違和感もある。吉田家の統御によって人間の都合に従い使役される神というイメージが随所で語られる。読者にわかりやすく、という意図は汲み取れるのであるが、井上氏の意図とは違い、道具として神様を利用したのだ、やはり近世は人間中心主義なのだ、という誤解を招きかねないのではないか。私なりに忖度すれば、近世は、近代社会における合理主義と中世の神仏に対するある種絶対的な畏れとの間に位置している。神仏そのものを信じることは大部分の人々が持っていた「通念」であろう。しかし、社会的な安定や経済発展により、世俗的な自己実現欲求が高まり、神仏を頼る場面が、来世より現世へと重点が移行したのではないかと私は理解している（井上氏も同様の認識であろうと思う）。その諸欲求に対し吉田家は神を媒介として応えていったからこそ、広範な支持が得られたと理解できるのではなからうか。それは決して厳密な意味での世俗主義や唯物論的な認識とは異質であろう。たとえば、幕末期においても彗星が出現したという理由で朝廷が七社七寺に祈禱を命じている

ように、神仏に対する厚い信仰は天皇・将軍から庶民に至るまで共通していたと見るべきであろう。

ともあれ、近世神道を最も見渡せるのは、吉田家から出発することである。それほどに、吉田家は近世社会の広い範囲に影響を及ぼしている。異なる立場、地域、集団を神道によって媒介する、いわばハブ機能を果たしていたといえよう。その姿が、本書ではやや脱線的な表現もあるが、生き生きと描かれている。私の勝手な感想にはなるが、本書の読者から特に地域の神社信仰を、地道な史料から積み上げて研究していく人たちが今後増えていくことを期待したい。人々のさまざまな葛藤や要求、希望が神社を結節点として浮かび上がっていくはずであり、「神使い」吉田家の近世的な意義への理解がより深まっていくことにもなるであろう。

（講談社選書メチエ、平成二十五年一月、四六判、二二三頁、本体一五〇〇円）

（國學院大學神道文化学部准教授）